

# 全日本音楽教育研究会会則

## 第一章 名 称

- 第1条 本会は、全日本音楽教育研究会(略称 全日音研)と称する。  
英名 Japan Society for Music Education (略称 J.S.M.E.)

## 第二章 目 的

- 第2条 本会は、音楽教育に関する研究を推進し、わが国音楽教育の向上発展に寄与することを目的とする。

## 第三章 事 業

- 第3条 本会は、第2条に規定する目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 音楽教育に関する研究、調査。
  - (2) 音楽教育に関する研究会、講習会、演奏会などの開催。
  - (3) 音楽教育に関する研究組織との交流。
  - (4) 音楽教育に関する国際交流。
  - (5) 音楽教育に関する出版、ならびに機関誌などの発行。
  - (6) 会員相互の親睦互助。
  - (7) その他、本会の目的を達成するために必要と認められる事業。

## 第四章 会 員

- 第4条 1, 本会は、次の会員によって構成する。
- (1) 正会員 (2) 特別会員 (3) 賛助会員
- 2, 前記に規定する会員の資格は次のとおりとする。
- (1) 正会員は全国の国立、公立、私立の小学校、中学校、高等学校、大学及び幼稚園、保育所等幼児教育に関する機関、特別支援教育に関する機関において、音楽教育に携わる者。
  - (2) 特別会員は、かつて本会の役員であった者。
  - (3) 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者。
- 3, 前項の第 (2)号、第 (3)号に規定する会員の決定に関する必要な事項は細則で定める。

## 第五章 組 織

- 第5条 1, 本会は、東京都に本部を置き、各都道府県に支部を置く。
- (1) 支部長は、第8条第1項の(4)に規定するとおり、本会理事を兼任する。
- 2, 本部に事務局を置く。事務局の規則は細則で定める。

- 第6条 1, 本会に次の部会を置く。
- (1) 小学校部会 (2) 中学校部会 (3) 高等学校部会
  - (4) 大学部会 (5) 特別支援教育部会 (6) その他の部会
- 2, 前項で定める各部会の構成は細則で定める。

## 第六章 役 員

- 第7条 1, 本会に次の役員を置く。
- (1) 会 長 (2) 副会長 (3) 常任理事 (4) 理 事 (5) 監 査
- 2, 前項に規定する役員の任期は2箇年とし、再任を妨げない。

- 第8条 1, 役員は正会員の中から次の方法によって決定する。  
(1) 会長は、常任理事会で選出して総会の承認を得る。  
(2) 副会長は、各部長をもってこれに当て、総会の承認を得る。  
(3) 常任理事は50名内外とし、各支部より選出する。また、広く意見を聞くために各地区音研から1名を選出する。各地区音研からの常任理事は、当該年度の全国大会ならびに各地区音研大会開催地の理事(支部長)を当てる。ただし、会長はこの他に若干名の常任理事を委嘱することができる。  
(4) 理事は 50名内外とし、各支部理事ならびに各支部長をもってこれに当てる。  
(5) 監査は、5名内外とし、常任理事会で選出して総会の承認を得る。  
2, 前項の第(3)号、第(4)号、第(5)号に規定する役員の選出に関する必要な事項は細則で定める。

- 第9条 1, 本会の各支部、各支部に、それぞれ次の役員を置く。  
(1) 支部 支部長、副支部長  
(2) 支部 支部長、副支部長  
2, 前項に規定する役員は、それぞれ該当支部、該当支部において選出する。

- 第10条 1, 本会に、顧問ならびに参加を置くことができる。顧問ならびに参加は常任理事会で推薦し、会長が委嘱する。

## 第七章 機関

- 第11条 1, 本会に、次の機関を置く。  
(1) 総会 (2) 会長 (3) 全国理事会 (4) 常任理事会  
(5) 監査会 (6) 本部役員会

- 第12条 1, 総会は、本会の最高議決機関である。  
2, 総会は本会の重要業務である次の事項に関する議案を議決する。  
(1) 予算ならびに決算に関する事項  
(2) 役員の承認等に関する事項  
(3) 会則の改正に関する事項  
3, 総会は会長が必要と認めた場合に会長が招集する  
ただし、全国理事会で過半数の要請があれば会長は臨時に総会を招集する。  
4, 前項の規定に関わらず会長の判断により全国理事会における審議の議決をもって総会の議決に代えることができる。  
5, 各支部の総会は、支部長が招集する。

- 第13条 1, 会長は、本会を代表し、会務を統括する。  
2, 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは会長の任務を代行する。

- 第14条 1, 全国理事会は、会長、副会長、本部常任理事及び理事(全支部長)、他会長が必要と判断した会員で構成し、本会の事業に関する事項及び、全国大会開催に関する事項の決定をする。  
2, 全国理事会は、隔年で開催することとし、全国大会開催時に会長が招集する。  
3, なお、会長の判断によって全国理事会の議決をもって総会の議決に代えることができる。

- 第15条 1, 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事で構成し、本会の業務を執行する。  
2, 常任理事会は毎年2回以上開催することとし、会長が招集する。  
3, 緊急止むを得ない場合は、常任理事会の議決をもって全国理事会の議決に代えることができる。  
ただしこの場合は次期全国理事会において承認を得なければならない。

第16条 監査会は監査で構成し、本会の経理を監査する。

第17条 1, 本部役員会は会長、部会長、事務局長で構成し、本会則第六章及び第七章に規定する、  
役員の選出、機関の運営等に関する事項を検討する。  
2, 本部役員会は、必要に応じて会長が招集する。

第18条 1, 顧問ならびに参加は、会長の要請のあるとき会務に参画して、事業推進の任に当る。

第19条 1, 第11条に規定する機関のうち第(2)号を除くすべての機関における会議の議決は、出席者の過半数により成立する。ただし第14条第3項及び第15条第3項に規定する事項の場合は細則で定める。  
2, 第11条に規定する機関の運営については、本章の定めるほか、必要な事項は細則で定める。

## 第八章 経理

第20条 本会の経理は、補助金、寄付金及びその他の収入をもってこれに当てる。

第21条 本会は、第3条に規定する各種事業に対し、その事業の経費を負担し、または経費の一部を助成する。経費の負担または助成に関する必要な事項は細則で定める。

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 付 則

第1条 本会則の変更は、全国理事会で発議し総会の議決を要する。

第2条 本会の運営上必要な細則は、常任理事会で定めることができる。

第3条 各部会、各支部は、本会の会則に準じて独自の規則を定めることができる。  
各支部内に所属する各部会もこれに準ずる。

第4条 本会則は、昭和44年11月7日より発効する。

|             |        |
|-------------|--------|
| 昭和62年11月21日 | 会則一部改正 |
| 平成元年8月26日   | 会則一部改正 |
| 平成19年10月10日 | 会則一部改正 |
| 平成29年10月31日 | 会則一部改正 |
| 令和3年6月15日   | 会則一部改正 |
| 令和7年10月22日  | 会則一部改正 |